

児童手当に係る訴訟について

1 訴訟の概要

(1) 当事者

○控訴人 市内在住の児童手当認定請求者

○被控訴人 青森市 代表者市長 西 秀記、国 代表者法務大臣 平口 洋

(2) 概 要

令和 8 年 1 月 16 日に言い渡された原告敗訴の判決（原判決）は全部不服であるとして、原判決の棄却及び損害賠償の請求を趣旨として控訴したものの。

原判決の内容 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第一審における原告の主張

- ①被告青森市は、原告に対し、児童手当について児童手当法に反した誤った内容の説明をした。
- ②被告国は、市町村に技術的助言をするにあたり、児童手当法の解釈について誤解を招く内容の通知をした。
- ③これらにより、原告は児童手当を受給する利益ないし機会を喪失した。
- ④主位的に、国家賠償法第 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求する。
- ⑤予備的に、被告青森市に対し、未払いの児童手当の支払いを請求する。

(3) 損害賠償請求額

【主位的請求】

金 41 万円（児童手当 8 万円（4 か月分）、慰謝料 30 万円、弁護士費用 3 万円）

【予備的請求】（主位的請求が認められなかった時のため予備的に行う請求）

金 8 万円（児童手当 8 万円（4 か月分））

2 訴訟の経過

令和 8 年 3 月 31 日 控訴状の送達日

令和 8 年 6 月 2 日 口頭弁論

令和 8 年 7 月 14 日 判決言渡し

3 判決の内容

判 決 被控訴人青森市の勝訴（被控訴人国の勝訴）

1 本件控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

4 判決後の控訴人側の動き

令和 8 年 7 月 22 日付けで控訴人から仙台高等裁判所へ上告受理申立書が提出され、同月 29 日付けで仙台高等裁判所から上告受理申立通知書が送付されたため、今後は最高裁判所からの連絡を待つて適切に対応する。